

# 後期高齢者医療被保険者の皆さまへ

## 平成 22・23 年度の保険料率が決定しました

熊本県後期高齢者医療広域連合では、2年ごとに保険料率の見直しを行い、平成 22・23 年度について次のとおりに決定しました。

**均等割額 47,000 円**

**所得割率 9.03%**

● 保険料額(年額) = 均等割額 47,000 円 + 所得割額 {(総所得金額 - 33 万円) × 9.03%}  
※年額 50 万円が上限です。

## 平成 22 年度保険料軽減は継続します

所得が低い方や被用者保険※加入者に扶養されていた方の保険料は、継続して軽減されます。

※被用者保険とは協会けんぽ、健保組合、共済組合などです。

### 所得が低い方の軽減

#### ① 保険料の均等割額（被保険者全員が等しく負担する保険料）の軽減

世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額が…

「基礎控除額(33 万円)」を超えない世帯で、被保険者全員が  
年金収入 80 万円以下(その他各種所得がない場合)



保険料の均等割額を 9 割軽減

「基礎控除額(33 万円)」を超えない世帯



保険料の均等割額を 8.5 割軽減

「基礎控除額(33 万円)」+ 24.5 万円 × 世帯の被保険者数(被  
保険者である世帯主を除く)を超えない世帯



保険料の均等割額を 5 割軽減

「基礎控除額(33 万円)」+ 「35 万円 × 世帯の被保険者数」を  
超えない世帯



保険料の均等割額を 2 割軽減

#### ② 保険料の所得割額（所得に応じて負担する保険料）の軽減

被保険者の総所得金額が…

「基礎控除(33 万円)」+ 58 万円を超えない方



保険料の所得割額を 5 割軽減

### 被用者保険加入者に扶養されていた方の軽減

被用者保険加入者に扶養されていた方も、保険料の軽減があります。

特別措置として、当分の間は保険料の均等割額が 9 割軽減されます（所得割額はかかりません）。

対象となる方…後期高齢者医療被保険者の資格を得た日の前日に、被用者保険加入者に扶養されていた方